



商工会だより

令和2年2月
隠岐國商工会 知夫支所
Tel 8-2166 Fax 8-2373

令和元年分 確定申告の受付

所得税…2月17日(月)～3月16日(月)まで
消費税…3月31日(火)まで

受付期限を過ぎてからの申告では、65万円の青色申告控除が認められませんので注意が必要です。

所得税・消費税 納期限のお知らせ

	納期限	振替納税の場合
所得税	3月16日(月)	4月21日(火)
消費税	3月31日(火)	4月23日(木)

納税は簡単便利な口座振替を利用しましょう。

西郷税務署の確定申告出張相談会

令和2年2月25日(火)午前10時から午後4時

場所:知夫村役場2階

ご相談のある方はお出かけください。



経理のワンポイント!

～接待交際費～

得意先、仕入先その他**事業に関係のある者等**に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用(所得税法より)です。個人事業主では額に制限はありませんが、きちんと説明がつくようにしておく必要があります。飲食代等であれば領収書に誰と何目的での飲食か記載しておくといでしょう。



ご加入の皆様!

隠岐汽船の割引は請求

されましたか?3月末までです。お忘れなく!

東部勤労者共済会(ジョイメイト)は、国・県・市町村のバックアップのもと、中小企業にも大企業並みの福利厚生制度の完備を目的に運営されています。

優秀な人材確保や定着のためには福利厚生制度を充実させることは必要不可欠な時代です。

月々1,000円/人で隠岐汽船の割引や特約店での割引はもちろん、チケットの斡旋、健康診断やインフルエンザ予防接種の補助のほか、慶弔給付金の支払いなど、お得なサービスが盛りだくさん! 事業主本人さんも加入できます。

確定申告の前に!確認してください

・満期になった保険や譲渡した資産はありませんか?

→ 一時所得として申告する必要があります

・年間の医療費が10万円をこえていませんか?

→ 所得控除がうけられます

経理上の処理で不明な点はお気軽にご相談ください

目的に合わせた資金作り

商工貯蓄共済で

始めてみませんか

10年後に60万円、計画的に貯めるためには…商工会の貯蓄共済がおすすめです!月額6,000円の掛金で、共済期間の10年は万一の死亡保障がつくうえに、月々確実に貯蓄もできます。途中で解約もOK、その場合は解約返戻金と配当金が支払われます。10年後も告知のみで継続可能! 10年後のために今始めませんか。目標額や月額掛金は変更可能です。ぜひご相談ください。

徳田水産

新会員さん

ご紹介!

徳田 久志 さん

4月に新入会されました。徳田水産の若き後継者として知夫産ワカメの製造を一手に取り仕切ります。ワカメの時期以外はかなぎ漁やヨコワ漁などにも挑戦中!みなさまよろしくお願いたします。

～ 各種手数料のお引き落としをさせていただきます。～

記帳機械化手数料・確定申告手数料・青色申告会費を**3月25日**にJFしまね・島根県農協のご指定の口座より引落をさせていただきます。ご利用の方は残高の確認をよろしくお願いいたします。

金額は申告終了時にお渡しするお知らせをご覧ください。

編集後記: 今月は閏日。オリンピックイヤーが始まりましたね。聖火リレーが楽しみです!

小規模企業共済 まだの方は今すぐ！

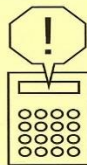
節税で、今日からおトク。
確かな備えで、未来もナットク。

規模は小さくても、ひたむきに頑張る経営者の方を応援したい。
そんな思いから生まれた、小規模企業共済制度。掛金が全額所得控除になる
今のおトクと、積み立てによる未来のナットクがひとつになった、
従業員20名以下^(*)の企業経営者のための制度です。

※ 宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業の場合は、常時使用する従業員は5名以下

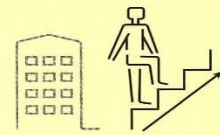
節税

掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。



経営者の退職金

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。



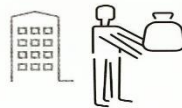
小規模企業共済のポイント 国がつくった、安心でおトクな制度です。

POINT
1



掛金は月1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定可能。
加入後も、いつでも変更できます。

POINT
2



共済金は、退職・廃業時等に受取り可能。
満期や満額はありませぬ。

POINT
3



共済金を一括で受取ると、「退職所得扱い」になり、
掛けた年数に応じて控除額が増えます。

POINT
4



共済金を分割で受取ると、「公的年金等の雑所得扱い」になり、
公的年金と同じ扱いになります。

POINT
5



共済金の受給権は差し押さえ禁止。
将来の安心を、しっかり守ることができます。

POINT
6



納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けも可能。
もしもの時の、サポートにもなります。

節税に効果あり！長く続ける
ほどお得です。お問い合わせは商工会まで